

右請願ニ對スル同大臣ノ意見ハ相當ノ儀ト
被認ニ付請議ノ通閣議決定相成然ルヘシ
指令案

地方自治制改正ノ請願ノ件請議ノ通

大正十四年九月十五日

文書
長丁

内務省 衆地部 二二 號

地方自治制改正請願關件

東京府豊多摩郡杉並町

久布白落實

外二千四百四十九名呈出

右請願ノ要旨ハ婦人ニ市町
村民又ハ道府縣民ニシテ而
カモ婦人ヲ中心トスル家庭
生活ノ地方自治團體ノ行政
ハ極メテ密接ナル關係ヲ有

衆乙三六

内務省

スルヲ以テ男子同様ニ女子
ニ對シ市町村及道府縣ノ公
務ニ參典スルノ權ヲ附典ス
ル様制度ノ改正アリタト
謂フニ在リ而シテ衆議院ハ
其ノ趣旨ヲ至當ナリトシ之
ヲ採擇スヘキモノト議決セ
リ
然ルニ市町村及道府縣ノ公
務ニ參典スルノ權ハ適當ノ

能力アル者ニ之ヲ附典スル
ヲ要ス現今一般婦人ノ能力
ハ未タ之カ公務ニ參典スル
ニ充分ナリト謂フヘカラス
仍テ本件ハ今直ニ採用シ難
シ

右閣議ヲ請フ

大正十四年九月十二日

内務大臣若槻禮次郎



内閣總理大臣子爵加藤高明殿

意見書

請願文書表第一〇四五號

地方自治制改正ノ請願

東京府豊多摩郡杉並町高圓寺六百八十六番地土族久布白落實外二千

四百四十九名呈出(紹介議員安藤正純君外二名)

右請願ノ要旨ハ婦人ノ市町村道府縣ニ於ケル政治ニ參與スルコトハ正ニ理ノ當然ト思惟スルヲ以テ以上自治團體ノ制度中男子同様女子ノ参政權ヲ公認セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

大正十四年 三月廿四 日

衆議院議長 柏谷 義三

衆議院議長 柏谷 義三

内閣總理大臣 子爵加藤 高明 殿

二

衆議院書記官長 中村 藤兵衛



衆議院

衆乙 第四百六號

案 起

十四年九月十日

裁可 決定

十四年九月十五日

施行

十四年九月十五日

濟

内閣總理大臣

名

内閣書記官長

名

内閣書記官



外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

内務大臣請議衆議院議決北川改修速成ノ請願ノ件ヲ審査スルニ右請願ニ對スル同大臣ノ意

三十三